

# 支援費制度担当課長会議資料

## (支援費制度の事務大要)

平成13年 8 月23日(木)

この資料は、関係者の準備に資するため、  
現段階で考えられる事項を整理したものであり、  
今後、変更があり得るものである。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

## 目 次

1 総 括	.....	1
2 市町村事務に関する事	.....	7
3 都道府県事務に関する事	.....	3 5
4 支給決定に関する事	.....	4 1
5 事業者・施設指定基準に関する事	.....	6 1

(別 冊)

支援費基準及び利用者負担の基本的な考え方と設定に当たっての主な論点

1 支援費基準の基本的な考え方と設定に 当たっての主な論点	.....	1
2 利用者負担の基本的な考え方と設定に 当たっての主な論点	.....	1 5

## 総 括

1	支援費制度の全体像	.....	1
2	国、都道府県、市町村、事業者の役割	.....	4
3	支援費制度の基本的な流れ	.....	5
4	制度施行までの日程(案)	.....	6

# 総 括

## 1 支援費制度の全体像

### (1) 支援費制度の目指すもの

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。

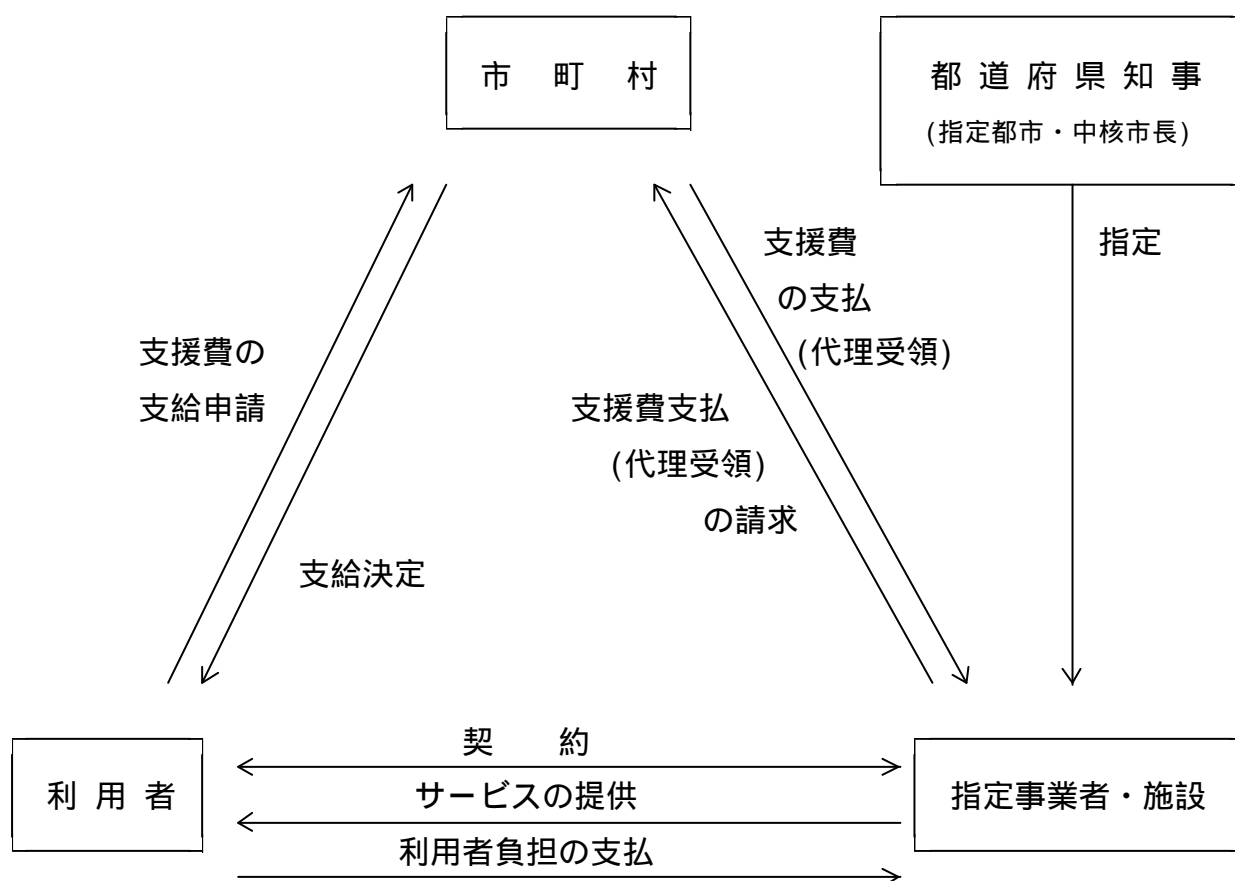
この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み(「支援費制度」)に平成15年度より移行することとなった。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

## (2) 基本的な仕組み

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービス選択のための相談支援を受け、市町村に支援費支給の申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行う。
- (3) 都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設との契約により障害者福祉サービスを利用する。
- (4) 障害者福祉サービスを利用したときは、
  - ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者・施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
  - ・ 市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。(ただし、当該支援費を指定事業者・施設が代理受領する方式をとる。)

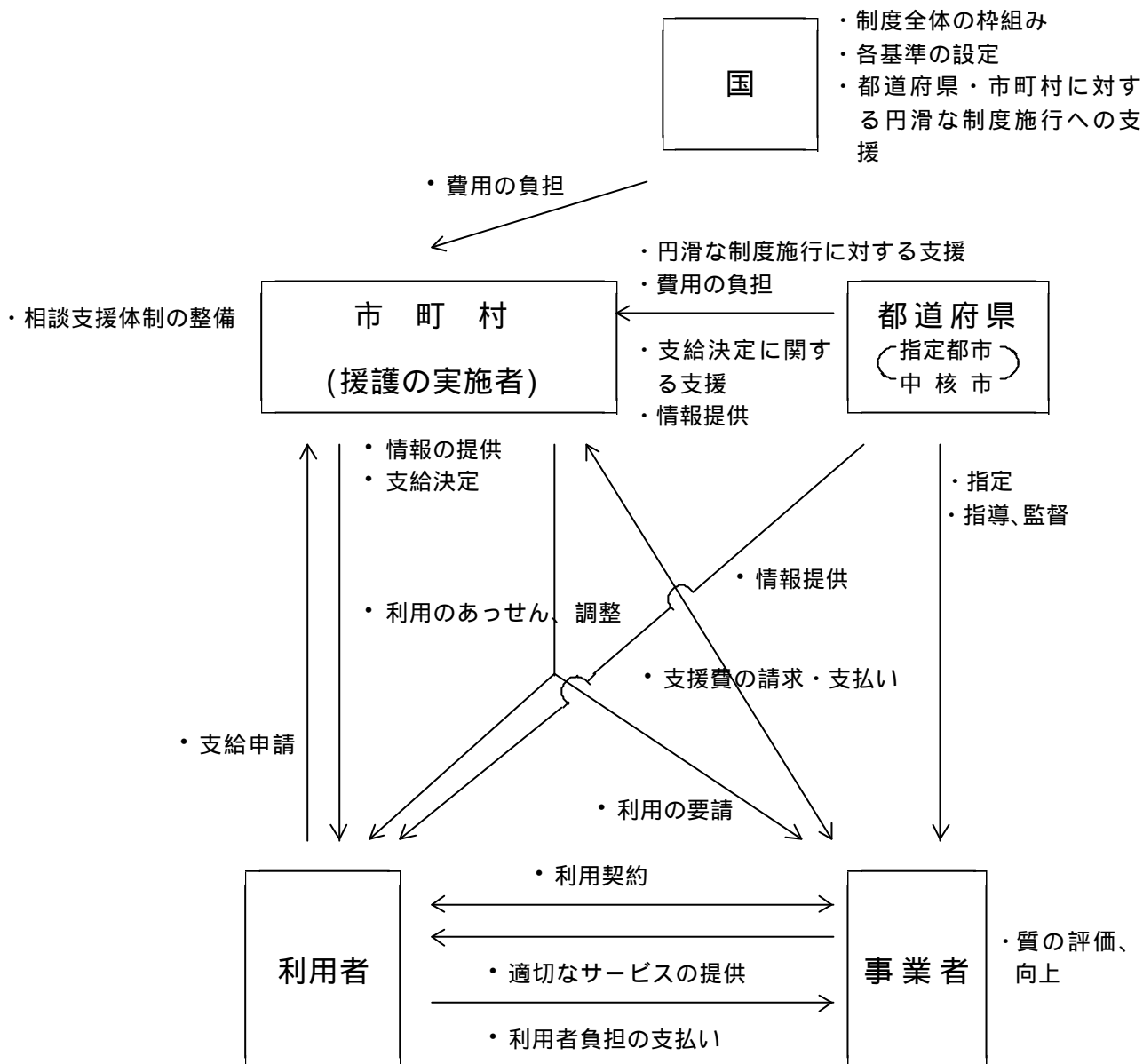


- (5) やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置によりサービスの提供や施設へ入所を決定。

(3) 対象となるサービス

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法 (障害児関係のみ)
支 援 費 制 度 の 対 象 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・身体障害者療護施設</li> <li>・身体障害者授産施設</li> </ul> <p>(政令で定める施設に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者居宅介護等事業</li> <li>・身体障害者デイサービス事業</li> <li>・身体障害者短期入所事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者授産施設</li> </ul> <p>(政令で定める施設に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者通勤寮</li> <li>・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設</li> <li>・知的障害者居宅介護等事業</li> <li>・知的障害者デイサービス事業</li> <li>・知的障害者短期入所事業</li> <li>・知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童居宅介護等事業</li> <li>・児童デイサービス事業</li> <li>・児童短期入所事業</li> </ul>

## 2 国、都道府県、市町村、事業者の役割



- 国の役割

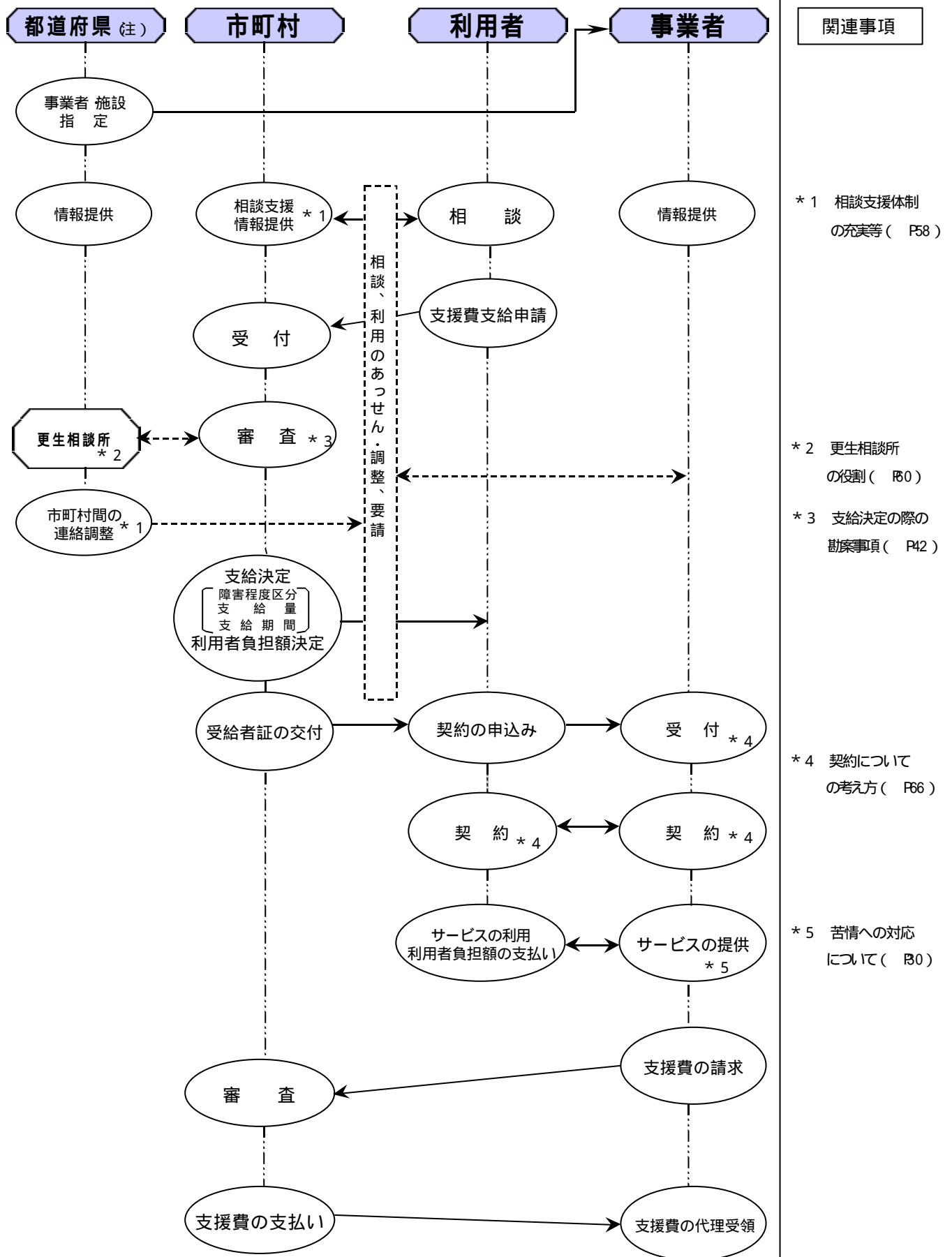
国は、制度全体の枠組みを示し、制度が円滑に行えるよう都道府県および市町村への支援を行う。
- 都道府県の役割

都道府県は、市町村において制度が円滑に行えるよう必要な支援を行うとともに、事業者・施設の指定および指導・監督を行う。
- 市町村の役割

市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行う。
- 事業者の役割

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努める。

### 3 支援費制度の基本的な流れ



(注) 指定都市、中核市を含む



#### 4 支援費制度施行までの日程(案)

	国	都道府県等	市町村
13 年度	支援費支給制度に係る事務の 大要の提示(全国担当者会議) 平成14年度予算概算要求		
	事業者指定基準(案)の提示 支援費支給決定に係る政省令 (案)の提示	14' 施行準備のための予算要求等	14' 施行準備のための予算要求等
	事業者指定関係省令の公布 支援費支給決定関係政省令の 公布 その他の手続き関係政省令の 公布 全国担当者会議の開催		
14 年度	市町村等事務処理要領の提示 都道府県支援費担当職員等説 明会の開催	事業者説明会の開催 支援費支給決定事務に係る市町 村職員説明会の開催	支援費制度についての広報・啓 発 相談体制の整備
	支援費国庫負担等概算要求 支援費基準・利用者負担の骨 格提示	障害程度区分に係る市町村職員 説明会の開催 事業者の指定開始 事業者台帳の整備、事業者情報 市町村へ周知 知的施設入所者等情報を市町村 に移管	支給決定に係る審査基準の策定 サービス利用者の把握、申請の 勧奨 標準事務処理期間の設定
		15' 施行のための予算要求等	支給申請受付開始及び支給決定 開始 受給者証交付開始 15' 施行のための予算要求等
	15' 障害保健福祉関係予算の確 定 支援費基準、利用者負担関係告 示等の公布 全国担当者会議の開催	15' 障害保健福祉関係予算の確定	15' 障害保健福祉関係予算の確定
15年度	制 度 発 足		

## 市町村事務に関すること

1	支援費を支給する市町村(援護の実施者)について .....	7
2	支援費の申請から受給者証の交付までの事務 .....	9
3	サービス利用から支援費の支払いまでの事務 .....	14
4	基準該当居宅支援に関する事務 .....	16
5	転入・転出時の事務 .....	20
6	支給量変更時の事務 .....	25
7	障害程度区分変更時の事務 .....	26
8	支給決定の取消し事務 .....	28
9	措置を行う場合に関する考え方 .....	29
10	苦情等への対応について .....	30
11	施行前準備について .....	32

## 1 支援費を支給する市町村（援護の実施者）について

援護の実施者は、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）である（身障法第9条、知障法第9条）。

居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所である。

### （1） 居住地を有する障害者の施設類型ごとの援護の実施者について

身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮の入所者

標記の施設については、訓練終了後等には入所者は施設を退所することが予定されているから、当該施設入所者は、施設所在地の市町村に居住地を有するのではなく、施設入所前に住んでいた市町村に居住地を有する。したがって、援護の実施者は、入所前に住んでいた市町村となる。

ただし、出身世帯が転出するなどの事情により、利用者が退所後入所前の市町村と異なる市町村に戻ることが想定される場合は、出身世帯の転出先の市町村が援護の実施者となる。

身体障害者療護施設の入所者

身体障害者療護施設入所者の援護の実施者については、居住地特例（「入所前の居住地の市町村」身障法第9条第2項）により、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

また、身体障害者療護施設入所者が継続して二以上の身体障害者療護施設に入所している場合は、当該入所者が最初に入所した身体障害者療護施設の入所前の居住地の市町村が援護の実施者となる。

知的障害者地域生活援助（グループホーム）の入居者

知的障害者居宅支援の知的障害者地域生活援助（知的障害者グループホーム）については、住まいの場として考えられることから、将来にわたり起居

を継続することが社会通念上期待できる場所であるグループホーム所在地が「居住地」である。したがって、グループホーム所在地市町村が援護の実施者となる。

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー）の入所者

国立コロニーは、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に準じて取り扱い、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

（２）居住地不明者の施設訓練等支援費の支給について

施設に入所する場合、障害者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるその者の所在地の市町村が、援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うこととなる。

（３）平成１５年３月末日まで都道府県が措置を行う居住地不明者の知的障害者援護施設入所者の施設訓練等支援費の支給について

平成１５年４月１日より、知的障害者が居住地を有しない場合又は明らかでない場合の援護の実施者は、権限の委譲により、その者の現在地の都道府県から、その者の現在地の市町村へ変更となる。

都道府県がその者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者の援護の実施者としてこれまで措置してきた、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー）の入所中の者については、平成１５年４月１日からは、当該入所者が措置されたときの現在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うことを原則とする。

ただし、措置されたときの現在地が明らかでない場合は、当該施設の所在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うことになる。

## 2 支援費の申請から受給者証の交付までの事務

### (1) 制度の利用に関する情報提供と相談

市町村は、障害者（利用者）や保護者等の関係者が、サービスを選択し利用するために必要な各種の情報提供を行い、利用の相談に応じることができる体制を整備する必要がある（身障法第9条、知障法第9条、児福法第21条の24）。

（市町村が情報提供する主な内容）

- ・ 指定事業者、指定施設に関する情報
- ・ 基準該当居宅支援事業者に関する情報
- ・ 相談支援に関する情報
- ・ 支援費支給申請の手続きに関する情報
- ・ サービスの利用に関する情報
- ・ 支援費額、利用者負担額に関する情報                    等

### (2) サービス利用に係るあっせん・調整、要請

市町村は、利用者からの求めに応じ、居宅支援や施設の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、必要に応じて事業者や施設に対して利用の要請を行う（身障法第17条の3、知障法第15条の4、児福法第21条の24）。

### (3) 支援費支給申請の手続き

障害者、障害児の保護者は、必要に応じ、市町村等から各種の情報提供を受け、サービスの利用について相談し、援護の実施者である市町村に対して、利用するサービスの種類ごとに、支援費の支給の申請を行う（18歳未満の障害児の場合、申請者は保護者であり、支給の対象となるサービスは居宅支援のみ。）。

支給の対象となるサービス一覧

居 宅 支 援			施 設 支 援	
身体障害者	知的障害者	障 害 児	身体障害者	知的障害者
身体障害者 居 宅 介 護	知的障害者 居 宅 介 護	児 童 居 宅 介 護	身体障害者 更生施設支援	知的障害者更 生施設支援
身体障害者デ イサービス	知的障害者デ イサービス	児 童デ イサービス	身体障害者 療護施設支援	知的障害者 授産施設支援
身体障害者 短 期 入 所	知的障害者 短 期 入 所	児 童 短 期 入 所	身体障害者 授産施設支援	知的障害者 通 勤 寮 支 援
	知的障害者 地域生活援助			国立コロニー

申請の際に必要な書類

申請書

(申請書の主な記載事項)

- ・ 障害の種別
- ・ 居宅生活支援費、施設訓練等支援費の別
- ・ 申請年月日
- ・ 対象者の氏名、生年月日、性別、居住地、電話番号

(児童の場合)

保護者氏名、居住地、電話番号、続柄

(利用者負担に係る扶養義務者がいる場合)

氏名、電話番号、続柄

- ・ 制度利用の状況
  - サービスの種類、利用の有無、事業者、施設名、介護保険の利用状況等
- ・ 当該申請に係るサービスの種類、内容

添付書類

- ・ 本人及び扶養義務者の利用者負担能力を判定し利用者負担額を決定するために、本人及び扶養義務者の収入や課税状況等が把握できる書類や資料を添

付する必要がある。

(4) 支援費支給決定(支給申請から支給決定までの流れ)

障害者(18歳未満の障害児は保護者)は、特定した種類のサービスについて、市町村に対し、支援費の支給を申請する。

市町村は、障害者からの聴き取りにより、「勘案事項整理票」に記入し、支給決定に当たり必要な事項を勘案する。

勘案の結果を踏まえ、市町村は、支給の要否を決定し通知する。

支給決定を行った場合には、

ア 施設支援の場合

支援の種類、支給期間、障害程度区分及び利用者負担の額

イ 居宅支援の場合

支援の種類、支給量、支給期間、利用者負担の額

を定め、これらを記載した受給者証を交付する。

(5) 利用者負担額の決定

本人及び扶養義務者から必要に応じて、収入、課税状況等が把握できる書類や資料の提出を求める。

それらの書類や資料をもとに、利用者負担の負担能力を判定し、負担能力に応じて、利用者負担額を決定する。

市町村は、利用者負担額の決定を行ったときは、速やかに利用者、利用者負担に係る扶養義務者に対して通知する。

(6) 受給者証の記載事項等

受給者証の種類

市町村は、支援費の支給の決定を行ったときは、当該障害者(18歳未満の児童の場合は保護者)に

ア 居宅支援の場合は、居宅受給者証

イ 施設支援の場合は、施設受給者証

を交付する。

## 受給者証の主な記載事項

### ア 居宅受給者証

- ・有効期限
- ・受給者番号、居住地、氏名、生年月日、性別  
(障害児の場合)  
支給決定に係る障害児の氏名、生年月日、性別
- ・交付年月日
- ・支給市町村名
- ・障害の種別(身体障害・知的障害・障害児)
- ・居宅支援の種類(居宅介護・デイサービス・短期入所・知的障害者地域生活援助)
- ・支給期間
- ・支給量
- ・利用者負担(本人・扶養義務者)  
(利用者負担に係る扶養義務者がいる場合)  
住所、氏名

\* なお、事業者の記入欄を設け、事業者が、事業所名、居宅支援開始年月日を記入できるようにする必要があるか検討中である。

### イ 施設受給者証

- ・有効期限
- ・受給者番号、居住地、氏名、生年月日、性別
- ・交付年月日
- ・支給市町村名
- ・障害の種別(身体障害・知的障害)
- ・支給期間
- ・障害程度区分
- ・施設種別



- ・利用者負担（本人・扶養義務者）  
（利用者負担に係る扶養義務者がいる場合）

住所、氏名

- \* なお、施設の記入欄を設け、施設が施設名称、入所年月日、退所年月日を記入できるようにする必要があるか検討中である。

#### 支給管理台帳

市町村は、支給決定を行い受給者証を交付する際に、支給決定内容等を記録するための支給管理台帳を作成、整備する必要がある。

#### 受給者証の返還が必要になる場合

市町村が支給決定を取り消し、支給決定障害者に受給者証の返還を求める事がある場合は次のとおりである。

- ア 支給決定障害者又は居宅支給決定に係る障害児が支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- イ 支給決定障害者又は居宅支給決定保護者が、支給決定期間内に当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。  
（身障法第17条の8、第17条の13、知障法第15条の9、第15条の14、児福法第21条の14）

#### （7）居宅生活支援費支給における支給量の管理

居宅生活支援費の円滑な支給のため、支給量の管理が必要である。

そこで、居宅支援事業者が居宅支援を提供した際、例えば利用者宅にある記録表に記入するなどにより、利用者及び居宅支援事業者が、その時点での支給限度量の残量や居宅支援の利用状況を把握できるようにし、利用者及び居宅支援事業者が支給量管理を容易に行え、市町村の審査支払い事務が円滑にできる仕組みについて検討中である。

### 3 サービス利用から支援費の支払いまでの事務

支援費のサービス利用から支援費の支払いまでの流れ（代理受領）は次のとおりである。（事務フローは15ページ）

支給決定障害者（障害児の場合は支給決定保護者。以下同じ。）は、その選択した指定事業者・指定施設（障害児の場合は指定事業者のみ。以下同じ。）との間で、サービス利用に関して契約を締結する。

支給決定障害者は、指定事業者・指定施設に受給者証を提示してサービスを利用する。

指定事業者・指定施設は、契約に基づきサービスの提供を行い、提供したサービスの実績を関係帳票に記録する。

支給決定障害者は、利用者負担額を指定事業者・指定施設に支払い、指定事業者・指定施設は領収書を支給決定障害者に発行する。

扶養義務者の利用者負担がある場合は、扶養義務者は利用者負担額を指定事業者・指定施設に支払い、指定事業者・指定施設は領収書を扶養義務者に発行する。

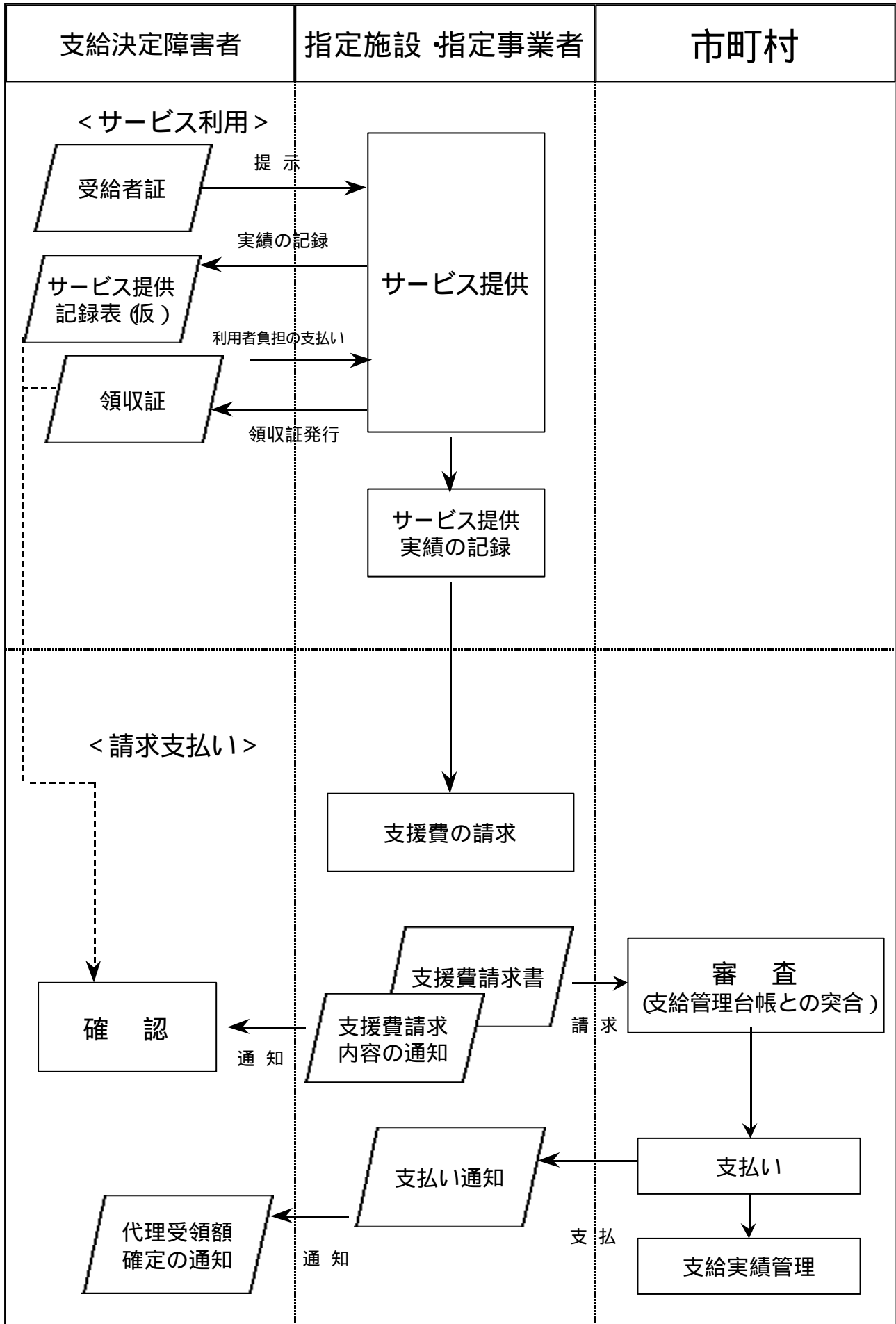
指定事業者・指定施設は、提供したサービスの支援費請求書をサービス提供月末に作成し、翌月初めに市町村に送付する。また、支給決定障害者に対して支援費請求内容の通知を行う

\*市町村は、あらかじめ市町村の支援費単価を明らかにしておく必要がある。

市町村は、指定事業者・指定施設からの請求書と支給管理台帳を突合し、支援費と認められるものか、支給量の限度を超えていないか等、請求内容を審査する。

市町村は、審査後に支給額を確定し、原則として請求のあった月内に指定事業者・指定施設に支払う。

指定事業者・指定施設は、支給決定障害者に確定した支援費の代理受領額を通知する。



#### 4 基準該当居宅支援に関する事務

##### (1) 基準該当居宅支援の利用に関する情報提供と相談

市町村は、障害者（利用者）や保護者等の関係者に対して、基準該当居宅支援事業者等の情報の提供を行い、利用の相談に応じる。

\* 市町村は、基準該当居宅支援事業者として認められる事業者を明確にしておくことが必要である。

##### (2) 支援費支給申請から受給者証の交付までの事務

「2 支援費の申請から受給者証の交付までの事務」と同じ。

##### (3) 基準該当居宅支援の利用から支払いまでの流れ（償還払いによる場合）

（事務フローは19ページ）

居宅支給決定障害者（障害児の場合は居宅支給決定保護者。以下同じ。）は、その選択した基準該当居宅支援事業者との間で、サービス利用に関して契約を締結する。

居宅支給決定障害者は、基準該当居宅支援事業者に居宅受給者証を提示してサービスを利用する。

基準該当居宅支援事業者は、契約に基づき基準該当居宅支援の提供を行い、提供した基準該当居宅支援の実績を関係帳票に記録する。

\* 居宅支給決定障害者が支給量の管理を簡便にできる仕組みを検討中である。

居宅支給決定障害者は、費用全額を基準該当居宅支援事業者に支払う。

事業者は、領収書を居宅支給決定障害者に発行するとともに、サービス提供証明書を基準該当居宅支援を提供した月末に作成し、利用者に発行する。

居宅支給決定障害者は、基準該当居宅支援を利用した月の翌月はじめに、特例居宅生活支援費支給申請書を記入し、基準該当居宅支援事業者発行の領収書及びサービス提供証明書を添付して、市町村窓口に申請し、償還払いの請求を行う。

\* 市町村は、あらかじめ市町村の特例居宅生活支援費単価を明らかにしておく

必要がある。

市町村は、申請者からの申請書類等と支給管理台帳を突合し、特例居宅生活支援費と認められるものか、支給量の限度を超えていないか等、請求内容を審査する。

市町村は、審査後に支給額を確定し、原則として申請（請求）のあった月内に居宅支給決定障害者に支払う。

#### （４）特例居宅生活支援費の代理受領について

##### 基本的な考え方

特例居宅生活支援費については、支給について個別の判断を要することが想定されることなどから、制度上代理受領の仕組みがなく、居宅支給決定障害者がこれらのサービスを利用した場合、償還払いの方式となる。

この場合、費用の立替、請求の手続きが居宅支給決定障害者にとって負担となることも考えられるため、あらかじめ基準該当居宅支援事業者と市町村の間で、償還払い支給の受領委任の契約を行った上で、居宅支給決定障害者からの委任を得ることにより、支給方式を代理受領の取り扱いとすることを検討中である。

##### 代理受領の要件

代理受領とする要件としては、次の２点が考えられる。

- ア 基準該当居宅支援事業者が市町村との間で代理受領について契約に基づき合意していること。

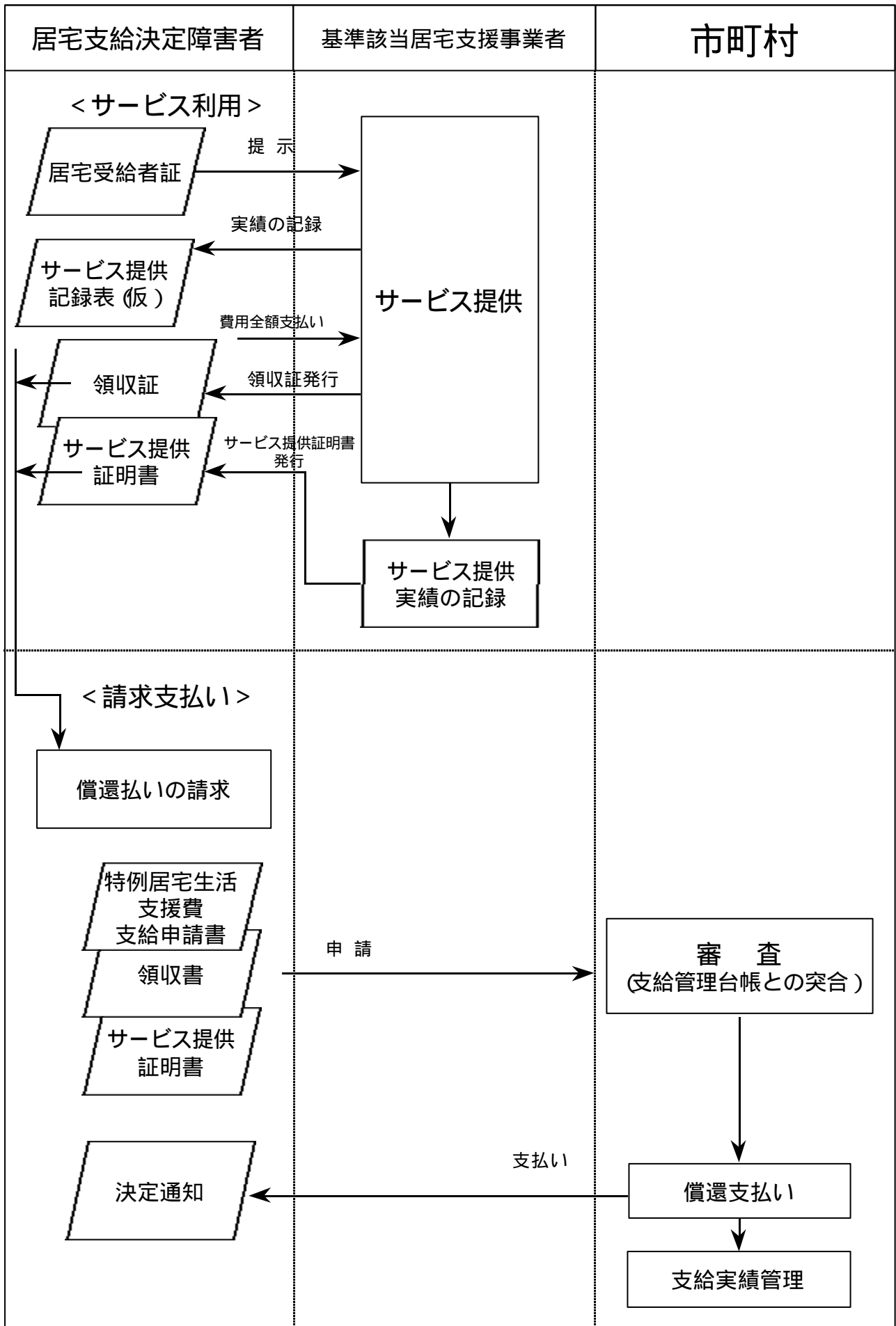
基準該当居宅支援事業者が当該市町村に多数あるような場合は、市町村と事業者との間で個別に代理受領契約を結ぶほかに、市町村の規則等において、代理受領の枠組みを定めた上で基準該当居宅支援事業者に代理受領の申し込みをさせ登録する方式も可能である。

なお、基準該当事業者の少ない市町村については、登録といった形式をとらずに、市町村と事業者との間で、あらかじめ個別に契約を締結する方法も考えられる。

市町村は、代理受領契約を結んだ基準該当居宅支援事業者名を、障害者による選択の幅の拡大のため、周知することが必要である。

イ 居宅支給決定障害者が代理受領の委任をしていること。

委任の方法としては、特例居宅生活支援費の申請の際に、居宅支給決定障害者が当該事業者を受領を委任する旨を記入する方法等が考えられる。



## 5 転入・転出時の事務

### (1) 転入・転出による援護の実施者の取扱について

#### 居宅支援及び通所系の施設支援の場合

本人の転居（居住地変更）により、援護の実施者（市町村）が変わることになる。

#### 入所系の施設支援の場合（身体障害者療護施設支援を除く）

原則として、本人の現在地にかかわらず、出身世帯の転居（居住地変更）により、援護の実施者（市町村）が変わることになる。

#### 身体障害者療護施設支援の場合

入所前の居住地の市町村が援護の実施者であり、本人の現在地や出身世帯の居住地に変更があっても援護の実施者に変更はない。

### (2) 本人の転居により援護の実施者が変わる場合の手続きの流れ

（事務フローは23ページ）

支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者。以下同じ。）は、サービスを転入先において早く受けたいなどの場合には、必要に応じ、転居の予定を速やかに事業者又は施設並びに転出予定市町村及び転入予定市町村の障害者福祉担当窓口連絡する。転出予定市町村及び転入予定市町村は転居に当たっての手続き等の案内や相談の対応を行う。

転出予定市町村は、必要に応じ、転入予定市町村の障害者福祉担当窓口へ、援護の実施者が変更となることについての情報提供を行う。転入予定市町村が、支援費支給決定に当たり、前居住地での利用者の支給決定に関する情報を必要とする場合は、当該障害者の承諾を得た上で、転出予定市町村から転入予定市町村へ情報を提供する。

転居する当該障害者は、転出市町村の住民基本台帳担当窓口へ転出を届け出、障害者福祉担当窓口にも連絡する。

当該障害者は、転入市町村の住民基本台帳担当窓口へ転入を届け出るととも



に、障害者福祉担当窓口で必要に応じ、支援費支給申請の手続きを行う。

転入市町村は、支援費支給の可否について、住民基本台帳情報の確認も行い審査を行うとともに、サービスの継続性の確保が必要な場合は、転出市町村の担当窓口と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し、支給決定に関する事務を行い、転入市町村での受給者証を交付し、扶養義務者の利用者負担がある場合は通知する。

転出市町村は、サービスの継続性の確保が必要な場合は、転入市町村の担当窓口と連絡調整を行い、取消日に配慮し、支給決定取消しを行い、支給決定の取消しを通知し、転出市町村での受給者証の返還を求める。

転入先市町村で新たに受給者証を交付された支給決定障害者は、新しい受給者証を事業者・施設に提示し、必要に応じ、新規契約や契約内容の変更を行う。

### (3) 施設入所者の援護の実施者が、出身世帯の転居により変わる場合の手続きの流れ

(事務フローは24ページ)

施設支給決定障害者(施設入所者)及び転居する家族は、転居の予定を速やかに、施設、転出予定市町村および転入予定市町村の障害者福祉担当窓口連絡し、転居に当たっての手続き等の相談を行う。

転出予定市町村は、転入予定市町村の障害者福祉担当窓口へ、出身世帯の転居により援護の実施者が変更されることについての情報提供を行う。転入予定市町村が、支援費支給決定に当たり、前居住地での利用者の支給決定に関する情報を必要とする場合は、当該障害者の承諾を得た上で、転出市町村から転入予定市町村へ情報を提供する。

転居する家族は、転出市町村の住民基本台帳担当窓口へ転出を届け出、障害者福祉担当窓口にも連絡する。

転居する家族は、転入市町村の住民基本台帳担当窓口へ転入を届け出る。また、当該障害者は、障害者福祉担当窓口で施設訓練等支援費支給申請の手続きを行う。

転入市町村は、支援費支給について、住民基本台帳情報を確認し審査を行うとともに、転出市町村の担当窓口と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し、支給決定に関する事務を行い、転入した市町村での受給者証を交付し、扶養義務者の利用者負担がある場合は通知する。

転出市町村は、転入市町村の担当窓口と連絡調整を行い、取消日に配慮し、支給決定取消しを行い、当該障害者に対して支給決定の取消しを通知し転出した市町村での受給者証の返還を求める。

当該障害者は、新しい受給者証を施設に提示し、必要に応じて契約内容の変更や再契約を行う。

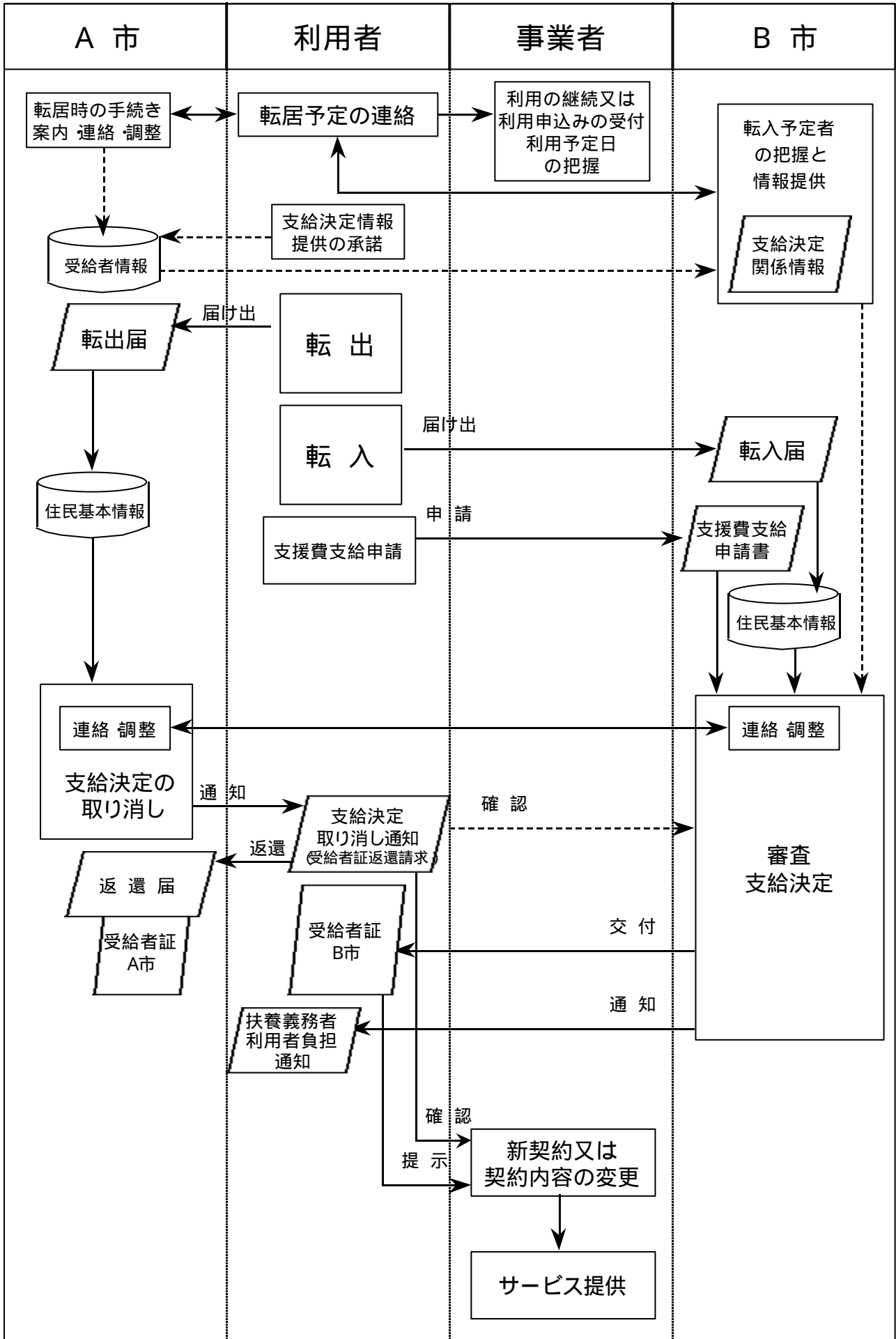
#### (4) 留意事項

転入時から即日、居宅介護等のサービスを利用したい場合等、転出市町村と転入市町村の連絡調整が必要とされる場合がある。

出身世帯の転出により施設入所者の援護の実施者が変更する場合、前居住地の受給者証の取消日と新居住地の受給者証の交付日が連続しないと施設訓練等支援費が支払われない空白の日が生ずることから、市町村間による連絡調整が必要となる。

転居時の手続き

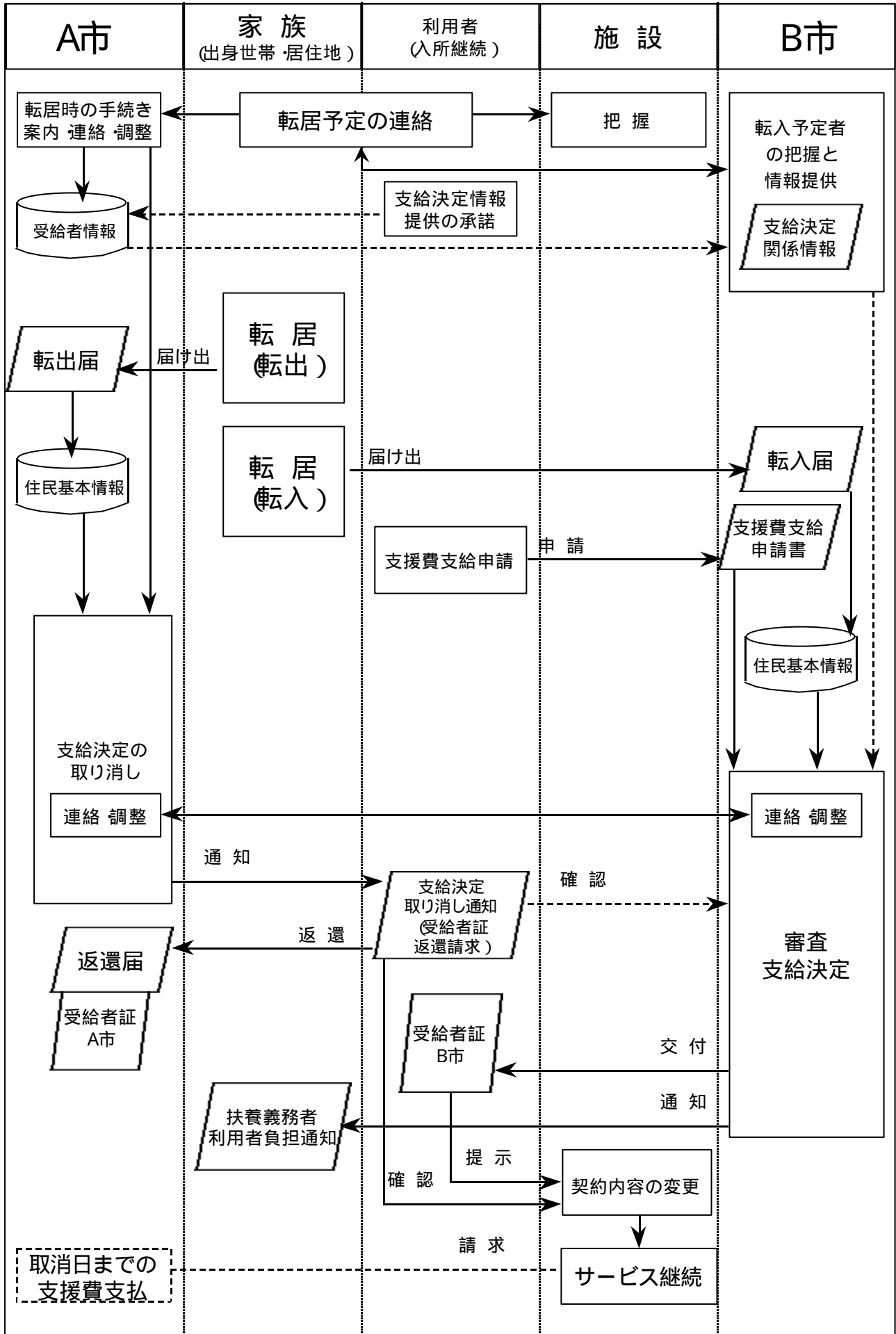
< 本人の転居により援護の実施者が変わる場合 >



転居時の手続き

<施設入所者の援護の実施者が出身世帯の転居により変わる場合>

(身障療護施設入所者除く)



## 6 支給量変更時の事務

### 市町村事務の流れ

(事務フローは27ページ)

居宅支給決定障害者(障害児の場合は居宅支給決定保護者。以下同じ。)は、支給量を変更する必要があるときは、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

市町村は、申請又は職権により厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定障害者につき、必要があると認めるときは支給量の変更の決定をする。

市町村は、支給量の変更の決定を行った場合には、当該決定に係る居宅支給決定障害者から居宅受給者証の提出を求め、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還する。

(身障法第17条の7、知障法第15条の8、児福法第21条の13)

## 7 障害程度区分変更時の事務

### 市町村事務の流れ

(事務フローは27ページ)

施設支給決定障害者は、障害程度区分を変更する必要があるときは、市町村に対し、当該障害程度区分の変更の申請をすることができる。

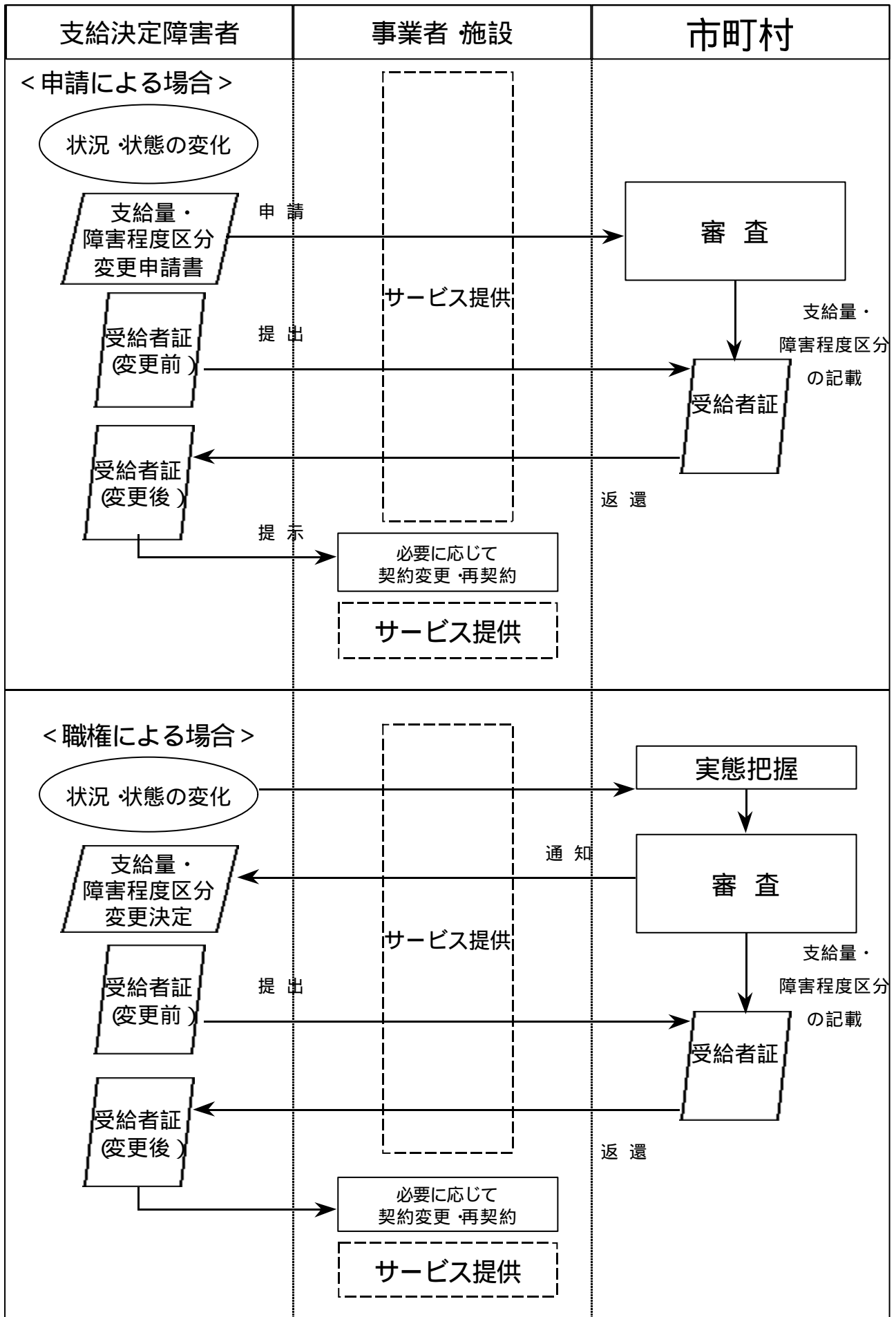
市町村は、申請又は職権により施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは障害程度区分の変更の決定をする。

市町村は、障害程度区分の変更の決定を行った場合には、当該決定に係る施設支給決定障害者から施設受給者証の提出を求め、施設受給者証に当該決定に係る障害程度区分を記載し、これを返還する。

(身障法第17条の12、知障法第15条の13)

変更の手続き

< 支給量 障害程度区分変更の手続きの流れ >



## 8 支給決定の取消し事務

### (1) 支給決定の取消しが必要な場合

市町村は、次の場合、支給決定を取消し、当該取消しに係る支給決定障害者(障害児の場合は、居宅支給決定保護者)に、受給者証の返還を求める。

支給決定障害者(障害児の場合は、居宅支給決定に係る障害児。)が支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。

支給決定障害者(障害児の場合は、居宅支給決定保護者。)が、支給決定期間内に当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(身障法第17条の8、第17条の13、知障法第15条の9、第15条の14、児福法第21条の14)

### (2) 留意事項

転出による支給決定の取消しについては、サービスの連続性を確保しなければならない場合(身体障害者療護施設以外の施設入所者の出身世帯が転居し、援護の実施者は変更となるが、入所は継続される場合等)は、出身世帯が転出する市町村と出身世帯が転入する市町村とで、連絡調整を行い、転出する市町村での支給決定の取消日と転入する市町村での新たな支給決定の日が連続するようにし、空白の日が生じないように配慮する必要がある。(詳細は「5 転入・転出時の事務」を参照)



## 9 措置を行う場合に関する考え方

### (1) 法律の規定

市町村は、支援を必要とする者が、やむを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、措置を行うことができる。(身障法18条 知障法15条の3 2～第16条 児福法第21条の2 5)

### (2) 「措置」の対象となりうるケース

例えば、単独で支援費支給申請をすることが期待できない障害者の介護をしている者が急に死亡し、障害者ひとりとなり、周囲からの支援も期待できない状況で、緊急にサービスを必要とし、支援費支給申請を行う暇がないような場合が想定される。

ただし、そのような場合であっても、速やかな申請を勧奨し、速やかに支給決定を行うことにより、可能な限り早期に、支援費制度の利用に移行する必要がある。

## 10 苦情等への対応について

### (1) 支援費支給申請に対する決定に関するものについて

市町村は、日頃から障害者や障害児の保護者等に対して、支援費制度の趣旨、内容について十分理解してもらえるよう努める必要がある。

(社会福祉法第75条第2項、身障法第9条、知障法第9条、児福法第21条の24)

支援費支給申請を受けた市町村は、行政手続法に従い、適正な事務処理を行うことが求められる。

支援費支給申請に対する市町村(福祉事務所に権限を委任している場合は福祉事務所)の決定に不服がある場合、申請者は、行政不服審査法に基づき、市町村に対して異議申し立て(福祉事務所に権限を委任している場合は審査請求)を行うことができる。

### (2) サービス内容に関するものについて

サービス利用に関する苦情は、事業者・施設と利用者間で解決することが基本である。(社会福祉法第82条)

このため、事業者・施設においては、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見をくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、十分な情報の提供を行うように努め、サービスの自己評価、第三者が加わった施設内における苦情解決等の仕組みの整備が求められる。(社会福祉法第75条第1項、第78条、第82条)

また、事業者・施設は、社会福祉法に基づき、利用契約の申し込みがあった時は、その契約の内容等について十分な説明を行うとともに、利用契約成立時は、利用者に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。(社会福祉法第76条、第77条)

都道府県、市町村は、日頃から、障害者や障害児の保護者が、事業者・施設に関する情報を含めサービスの利用に必要な情報を、容易に得られるようにす

る必要がある。（社会福祉法第75条第2項）

また、市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、障害者の援護の実施者として、サービス利用に関する苦情、相談に応じることが求められる。

なお、事業者・施設段階で解決できない苦情については、都道府県社会福祉協議会に設けられた運営適正化委員会により適切に解決を図る方法がある。

（社会福祉法第83条）

## 1.1 施行前準備について

### (1) 施行前に行うことができる手続き（施行前準備行為）

市町村は、平成15年4月1日の施行の前に、居宅生活支援費と施設訓練等支援費の支給の決定の手続きを行うことができる。（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第27条）

### (2) 支給決定の手続きを行うために必要な事項

市町村は、支給決定の手続きを行うためには、関連政省令に基づき、市町村が行う事項について規則等で定める必要がある。

支給決定から支払いまでに関する事務処理

市町村において定める基準

ア 居宅生活支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

\* 特例居宅生活支援費の場合についても準用

イ 居宅支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

\* 特例居宅生活支援費の場合についても準用

ウ 施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

エ 施設支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

オ 旧措置入所者の施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

カ 旧措置入所者の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

基準該当居宅支援事業者に関する取り扱い

継続・反復して特例居宅支援費の支給の対象となるような基準該当居宅支援事業者については、基準該当居宅支援事業者として満たすべき要件の判断（認定）をあらかじめ行う必要がある。その際、事業者の登録に係る要件及び手続き等について必要な事項を明確に示す必要がある。

### (3) 現行制度利用者の支援費制度に関するみなし規定

#### 旧措置入所者に係るみなし規定（経過措置）

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者については、施行後一年間は施設訓練等支援費の支給決定に係るものとみなされ、施設訓練等支援費を支給することができる経過措置が設けられている（附則第12条、第18条）。

したがって、市町村はこれらの入所者に対しては、改正法施行の日から一年の間に、当該入所者の施設訓練等支援費の支給決定に関する手続きを行うことが必要である。経過措置の対象者は次のとおりである。

- ア 市町村が現行制度で措置している身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の入所者。
- イ 市及び福祉事務所を設置している町村が現行制度で措置している知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の入所者。

#### （４）留意事項

次の現行制度の利用者については経過措置がなく、施行日以降も入所、又はサービスの利用を継続するためには、施行日までに支給決定を行う必要があり、市町村は、支給決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

- ア 居宅サービス(居宅介護、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助)の利用者
- イ 都道府県から措置委託されている知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の入所者（居住地が福祉事務所未設置町村である者、または居住地不明者）
  - \* 都道府県から市町村への権限委譲により、支給決定を市町村が行うこととなる。
- ウ 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設（国立コロニー）の入所者
  - \* 都道府県が措置していた国立コロニー入所者については、市町村への権限委譲により、支給決定を市町村が行うこととなる。

市町村における支給決定事務が短期間に集中し、事務処理に支障を来たすこ

とのないよう、例えば、支給決定を行う時期を施設ごとに定めた計画を都道府県が作成し、市町村がその計画に従った申請を勧奨するなど、円滑な事務処理のための工夫を行うようお願いしたい。

## 都道府県事務に関すること

- 1 指定事業者・施設の指定等について ..... 3 5
- 2 事業者・施設の指定に係る申請書類及び ..... 3 9  
関係手続きについて

## 1 指定事業者・指定施設の指定等について

### (1) 指定事務手続きの取扱い及び日程

#### ア 指定事務の実施主体

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法各法の規定において、支援費支給決定障害者が、指定事業者・指定施設から指定居宅支援・指定施設支援を受けた場合、指定事業者・指定施設が支援費を代理受領することとされている。

この場合の、事業者・施設の指定については、厚生労働省令の定めるところにより居宅支援事業者や施設設置者（児童福祉施設を除く）の申請により、都道府県が、サービスの種類及び事業所ごとに行うこととされている。

なお、当該指定については、指定都市・中核市においても実施していただくこととしているので、留意願いたい。

#### イ 指定を受けるべき事業者・施設

##### (ア) 居宅支援事業者

事業者の指定に関する経過措置はないため、平成15年4月の制度施行までに都道府県知事等の指定を受ける必要がある。

##### (イ) 施設

a 施行の際現に身体障害者又は知的障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設については、新法の規定による指定があったものとみなされるため、申請は不要である。

b a以外の施設で、平成15年4月に新たに指定施設として運営を開始する予定の施設にあっては、平成15年4月の新制度施行前までに、都道府県知事等に申請を行い、指定を受ける必要がある。



ウ 事業者指定事務手続きに関して留意すべき事項

平成15年4月の支援費制度の施行の際、サービスを受ける必要がある者については、経過措置の適用を受ける者を除いて14年度中には支援費支給決定を受けておく必要がある。支援費支給決定障害者がサービスを選択するにあたっては、指定事業者に関する情報が必要であることから、支給決定の開始前までには事業者・施設の指定を終え、各市町村等に対し情報提供を行っておくことが望ましい。

エ 14年度指定事務手続きの日程概要（案）

〔H14年〕 第 四半期	指定申請説明会  (みなし規定適用施設に対する説明会も考慮)  申請受付開始
第 四半期	申請書類の審査、調査  (市町村との連絡、調整を含む)  指定事業者・施設の指定開始  事業者等管理台帳への登録・管理  (サービスの種類ごとに)  指定事業者・施設の公示  市町村への情報提供・連携体制の確保
第 四半期	( 支援費支給申請受付開始 )
〔H15年〕 4月～	施行に伴う指定効力発生

オ 指定事務に係る14年度準備行為について

14年度に施行準備行為として行われる指定事務手続きには次のものがある。

< 指定居宅支援事業者 >

14年度第 四半期の特定の日（特定日）から、都道府県等は指定の申請の受付を開始する。

ア 特定日をいつにするかは、都道府県等の任意。

イ 申請受付を開始する特定日について周知するため、都道府県広報等何らかの方策を講じる必要がある。

ウ 指定の効力発生日は施行日とする。

都道府県は、サービスの種類ごとに、指定事業者情報を作成し、市町村に対して提供する。

市町村は、 により送付された指定事業者情報を管理し、これを基に、利用者等からの照会に応じる。

事業者が不正の手段によって指定を受けたことが明らかになった場合は、施行日前においても、指定を取り消すことができるものとする。

< 指定施設 >

14年度第 四半期から9月頃までにかけて、都道府県等は既存の身体障害者更生施設及び知的障害者援護施設について、指定施設としての台帳整備を開始する。

(2) 事業者管理台帳の考え方

ア 申請書の記載事項、添付書類については今後検討することとなるが、サービスの種類ごとに事業者管理台帳を作成し、管理を行う。

イ 市町村への通知

指定した事業者を公示するとともに、市町村に通知する。

### ( 3 ) 利用者への指定事業者等に係る情報提供のあり方

支援費制度においては、利用者が事業者を選択し、直接サービスの提供を受ける仕組みであることから、利用者のサービス選択に資するための情報提供体制の整備が不可欠である。そのため、事業者の指定事務を行う都道府県等による情報提供の方法について検討する必要がある。

## 2 指定事業者・指定施設の指定に係る申請書類及び関係手続きについて

### (1) 指定の時期等について

支援費制度に係る指定事業者・指定施設の指定事務手続きについては、平成14年度第 四半期より各都道府県等において開始できるよう、指定基準に係る厚生労働省令を平成13年度第 四半期に公布する予定で検討を進めているところである。指定時期、指定主体、指定を受けるべき事業者・施設及び指定事務手続きの日程概要については、「1 指定事業者・指定施設の指定等について」で示したとおりである。

なお、現に市町村から措置を委託されている施設については、各法の規定により指定を受けたものとみなされることとなる（児童福祉施設を除く）。

### (2) 指定申請書の記載事項及び添付書類について

指定を受けようとする者が都道府県知事等に提出すべき申請書の記載事項及び申請に当たって添付すべき書類については、厚生労働省令において規定するものであり、現在その内容について検討を進めているところである。省令の公布予定は13年度第 四半期を予定しているが、都道府県等における指定事務手続きが円滑に行われるよう、出来る限り早期の情報提供に努めることとしたい。

### (3) 法人設立、事業開始の届出等について

新たに居宅生活支援事業等を行う場合、法人の設立認可、定款の変更認可が必要となるが、実務上、支援費制度における指定事務と社会福祉法等の法律に基づく事務が同時並行で進められることとなるので、双方の進捗状況を確認する等、連携を密にしながら指定事務を行う必要がある。

なお、社会福祉法をはじめとする各法上の届出義務が課されている事業があり、法人設立・定款変更認可の他に、事業開始の届出等を行うことが必要であるので、あわせて留意願いたい。

(参 考) 支援費制度におけるサービスの種類と各法上の届け出規定等について

サービスの種類	居宅支援									施設支援								
	身体障害者居宅介護	身体障害者デイサービス	身体障害者短期入所	知的障害者居宅介護	知的障害者デイサービス	知的障害者短期入所	知的障害者地域生活援助	児童居宅介護	児童デイサービス	児童短期入所	身体障害者更生施設	身体障害者療護施設	特定身体障害者授産施設	知的障害者更生施設	特定知的障害者授産施設	知的障害者通勤寮		
根拠条文	法四条の二	法四条の二	法四条の二	法四条	法四条	法四条	法六条	法六条の2	法六条の2	法六条の2	法五条	法五条	法五条	法五条	法五条	法五条		
指定単位	サービスの種類・事業所ごと																	
申請者	法人であること									地方公共団体又は社会福祉法人であること								
人員、設備運営基準	検討中																	
経過措置	なし									1年								
届出等	社会福祉法69条第1項の規定により第2種社会福祉事業の開始の届け出									社会福祉法62条第1項の規定により第1種社会福祉事業の開始の届け出								
	法第26条第1項の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法第18条の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法第34条の3の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法第27条第4項の規定により、社会福祉法で定める事項の届出			法19条第2項の規定により、社会福祉法で定める事項の届出					
	都道府県立の場合			――			――			法27条			法19条					
市町村立の場合			法第26条第1項の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法第18条の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法第34条の3の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法27条第3項の規定により、厚生労働省令で定める事項の届出			法19条第2項の規定により、社会福祉法で定める事項の届出			
法人所管庁との連携	事業実施に係る登記(変更登記を含む。)がなされているか又はなされることが確実であること。																	

## 支給決定に関すること

1	支給決定の基本的考え方について .....	4 1
2	支給決定の際の勘案事項について .....	4 2
3	支給期間について .....	5 3
4	支給量を定める単位期間について .....	5 5
5	障害程度区分について .....	5 6
6	相談支援体制の充実及びサービス利用に係る あっせん・調整、要請について .....	5 8
7	支給決定における更生相談所の役割について .....	6 0

## 1 支給決定の基本的考え方について

支援費制度においては、障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を受けようとする障害者は、居宅支援又は施設支援の種類ごとに市町村に対して支給申請を行う。この申請が行われたとき、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して支援費の支給の要否を決定し、居宅生活支援費であれば支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば障害程度区分と支給期間を定めることとしている。

従来措置制度は、障害者に対する福祉サービスの提供を、行政が特定の事業者・施設に個別に委託する仕組みであった。これに対し、支援費制度における支給決定は、障害者から申請された種類の居宅支援（例えば、身体障害者デイサービス）又は施設支援（例えば、身体障害者療護施設支援）（注1）について公費で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者・施設から支援を受けるべき旨を決定するものではない。

（したがって、例えば、支給決定を受け、A施設からサービスを受けていた障害者が、支給決定を受けた種類のサービスの提供を受ける施設を支給期間内にB施設に変更する場合には、市町村に対して改めて支給申請を行う必要はなく、直接その施設に契約の申込みを行いサービスを利用すれば、支給期間の残余の期間について支援費の支給を受けることができる。（注2））

（注1）支援費の支給を行うサービスの種類については、例えば、身体障害者及び知的障害者に係る授産施設支援等については入所/通所の別、身体障害者更生施設支援については障害別（肢体不自由/視覚障害/聴覚・言語障害/内部障害）を定める等、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行うことを考えており、詳細についてさらに検討することとしている。

（注2）ただし、当該種類の施設への入所について都道府県や市町村による調整が行われている場合には、かかる調整を経た上でB施設に契約の申込みを行い、入所する。

## 2 支給決定の際の勘案事項について

### (1) 法律の規定

支援費の支給については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して、その要否を決定し、居宅生活支援費であれば、支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば、障害程度区分と支給期間を定めることとしている。(身障法第17条の5及び第17条の11、知障法第15条の6及び第15条の12、児福法第21条の11)

### (2) 厚生労働省令の規定について

厚生労働省令で定める事項としては、現時点では以下のものを予定している。

申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況、当該障害者の介護を行う者の状況、当該障害者の居宅生活支援費の受給の状況、当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況、当該障害者の支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況、当該障害者の利用意向の具体的内容、当該障害者の置かれている環境、当該指定居宅（施設）支援の提供体制の整備の状況

### (3) 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

#### ア 居宅生活支援費

##### 障害の種類及びその程度

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、当該申請者の居宅生活支援の必要性及び居宅生活支援費の支



給量について勘案する。

### その他の心身の状況

当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、居宅生活支援で対処することが適当でない場合等を想定している。

### 介護を行う者の状況

介護を行う者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、居宅生活支援費の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者（又は保護者）の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。

また、児童居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

短期入所等の支援費の支給を決定する際には、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

### 居宅生活支援費の受給の状況

#### 施設訓練等支援費の受給の状況

#### 支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害者が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、デイ

サービスや短期入所に係る受給の状況等を勘案し、支給量の調整等を図ることが考えられる。

#### 当該障害者の利用意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービスの内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、居宅生活支援費の支給決定を行う。

#### 当該障害者の置かれている環境

当該障害者が居住する住宅構造（例えば、障害に対応した住宅改修の状況）や生活環境（例えば、医療機関までの距離）等を勘案することを想定している。

#### 当該指定居宅支援の提供体制の整備の状況

支援費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当該指定居宅支援の対象サービスを利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。また、支給量決定の公平性を確保するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

なお、サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村は基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

### イ 施設訓練等支援費

#### 障害の種類及びその程度

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、申請した施設訓練等支援の妥当性について勘案する。

また、障害の状況がどの程度継続するかという観点から支給期間を検討する。例えば、短期間で障害の程度に変化があることが支給決定時において見込まれる

場合には、支給期間は短くすることとなる。

#### その他の心身の状況

当該障害者が常時の医学的管理が必要なため、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。

#### 介護を行う者の状況

当該障害者の介護を行う者の有無、年齢及び心身の状況等を勘案し、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断することを想定している。

#### 居宅生活支援費の受給の状況

#### 施設訓練等支援費の受給の状況

#### 支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況

例えば、授産施設支援に係る支給申請の場合、他の種別の施設訓練等支援費を受給していないか等を勘案して、支給決定を行うことが考えられる。

#### 当該障害者の利用意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービス内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定する。

#### 当該障害者の置かれている環境

施設への通所が可能かどうかをみるために当該障害者が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

#### 当該指定施設支援の提供体制の整備の状況

支援費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当該施設訓練等支

援の対象サービスを利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。施設訓練等支援費の場合、当該障害者が入所を希望する施設に空き定員があることが、利用の見込みがあるかどうかの判断材料の一つとなる。

なお、サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村は基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

#### (4) 勘案事項整理票

別添「勘案事項整理票（居宅生活支援費）」及び「勘案事項整理票（施設訓練等支援費）」は、支給決定にあたり、以上の事項の勘案に資するためお示しすることを考えているものの現段階の案である。市町村は、申請者からの聴き取り等により本票に必要事項を記入することにより、支給決定を円滑に行うことが期待される。

勘案事項整理票（居宅生活支援費）

氏名：		申請した支援の種類：（複数記入可）
障害の状況 及び程度	身体障害者福祉手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳	（記載内容）
	日常生活の状況：別紙	
その他の心身の状況		
介護を行う者の状況	本人との続柄： 年齢： 性別： 心身の状況： 生活状況等：（就労状況等を記入）	
居宅生活支援費の受給の状況	居宅介護：（支給量） （支給期間）	
	デイサービス：（支給量） （支給期間）	
	短期入所：（支給量） （支給期間）	
	地域生活援助：（支給期間）	
施設訓練等支援費の受給の状況	支援の種類： （支給期間）	
支援費支給に係るものの以外のサービスの利用状況	サービス利用状況：	
当該障害者の利用意向の具体的内容	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；	
	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；	

	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；
当該障害者の置かれている環境	(当該障害者が居宅する住宅構造、生活環境等を記入)
当該指定居宅支援の提供体制の整備の状況 (*)	支援種類：                      利用予定事業者：
	支援種類：                      利用予定事業者：
	支援種類：                      利用予定事業者：
備考	

(\*) 利用予定事業者が決まっていない場合は、事業者へのあっせん、調整、要請を行う等により、当該指定居宅支援利用の見込みを判断する。

(別紙) 日常生活の状況

1 身体介助に関する領域

項目	状況	備考
寝返り		
起き上がり		
衣服着脱		
食事行為		
排泄行為		
入浴行為		
車いす等への移乗		
屋内移動		
屋外移動		

2 日常生活関連動作に関する領域

項目	状況	備考
調理(後かたづけを含む)		
洗濯		
掃除		
整理・整頓		
買い物		

### 3 コミュニケーション・スキルに関する領域

項目	状況	備考
意志の伝達をする		
他者からの意志伝達を理解		

### 4 行動障害に関する領域

項目	状況	備考
無断外出		
飛び出しや多動等、突発的な行動		
強いこだわり		
食事関係の問題行動		
排泄関係の問題行動		
器物破損等破壊的行為		
睡眠の乱れ		
暴力行為		
自傷行為		
金銭管理		



勘案事項整理票（施設訓練等支援費）

氏名：		申請した支援の種類：	
障害の状況 及び程度	身体障害者福祉手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳	（記載内容）	
その他の心身の状況			
介護を行う 者の状況	本人との続柄： 年齢： 心身の状況： 生活状況等：（就労状況等を記入）	性別：	
施設訓練等支援費の 受給の状況	支援の種類： （支給期間）		
居宅生活支援費の受 給の状況	支援の種類： （支給量）  （支給期間）		
支援費支給に係るも の以外のサービスの 利用状況	サービス利用状況：		
当該障害者 の利用意向 の具体的内 容	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；		
当該障害者 の置かれて いる環境	（当該障害者が居住する住宅の立地、交通手段の状況等を記入）		

当該指定施設支援の提供体制の整備の状況 (＊)	利用予定施設：
備考	

(＊) 利用予定施設が決まっていない場合は、事業者へのあっせん、調整、要請を行う等により、当該指定施設訓練の利用の見込みを判断する。

この後に、障害程度区分を判定するためのチェック表を添付することを予定している。その内容については、現在、検討中である。

### 3 支給期間について

#### (1) 支給期間を定める趣旨

支援費を支給する期間（以下「支給期間」という。）については、障害の程度や介護を行う者の状況等の支援費の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な障害程度区分又は支給量について見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定にあたっては、支給決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなる（例えば、障害の状況に変化が見込まれる場合には、支給期間は短くすることとなる。）が、支給期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、省令において定める期間を超えてはならないこととされている。

なお、支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

#### (2) 省令で定める期間

支援の種類	省令で定める期間(案)
身体障害者施設支援、知的障害者施設支援	「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「3年」
身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援（知的障害者地域生活援助(グループホーム)を除く。） 児童居宅支援	「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「1年」
知的障害者地域生活援助(グループホーム)	「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「3年」

なお、省令で定める期間はあくまで上限であるから、市町村における支給決定に当たっては個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

### ( 3 ) 支給期間に係る経過措置

市町村等の事務処理の平準化の観点（居宅生活支援費の場合、平成15年4月から始まる支給期間の終了に伴い、新たな支給決定事務が集中するおそれがある。）から、居宅生活支援費に関し、施行日前に行われる準備支給決定について、市町村が利用者ごとに定める支給期間の上限を18か月まで延長することができる旨の特例を設ける方向で検討しているところである。

#### 4 支給量を定める単位期間について

##### (1) 法律の規定

居宅生活支援費については、市町村が支給決定を行う際、居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量（支給量）を定めることとされている（身障法第17条の5第3項、知障法第15条の6第3項、児福法第21条の11第3項）。

この場合の「月を単位として省令で定める期間」（以下「単位期間」という。）について、現段階では以下のとおりとすることを考えている。

##### (2) 具体的な期間

居宅介護、デイサービス及び短期入所

単位期間は、1か月とする。

（月をまたいで振り替えは認めない。（例えば、ある月の利用量が決定支給量を下回った場合でも翌月に繰り越すことはできない。））

[ この場合の支給量決定の例 ]

居宅介護 1 か月につき 時間

知的障害者地域生活援助（グループホーム）

単位期間は、市町村が支給決定の際に定める支給期間とする。

[ この場合の支給量決定の例 ]

市町村が支給期間を2年間と定めた場合、24か月の入居

## 5 障害程度区分について

### ( 1 ) 障害程度区分を設けた趣旨

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の額について、障害の程度に係る区分に応じた差異を設けるものである。

### ( 2 ) 障害程度区分の考え方について

障害程度区分については、上記( 1 )の趣旨を踏まえ、施設支援を受ける際の、障害の状況に基づいて生じる援助の必要性と援助の困難性を考慮して区分すべきものと考えている。

また、実際の区分の設定にあたっては、簡素で合理的なものにする考えであるが、支援の種類によって援助の必要性や援助の困難性の内容が異なることにかんがみ、支援の種類ごとに障害程度区分を設定する方向で検討をしているところである。

なお、障害程度区分の具体的内容については、厚生科学研究における実態調査を踏まえて検討を行い、今年度の第3四半期に障害程度区分に係る省令案を提示し、第4四半期に省令を公布する予定である。その省令において各区分ごとにどのような領域で援助の必要性や困難性が認められるものであるかをお示しするとともに、判断にあたっての具体的な取扱いを解説した通知を発出することを考えている。

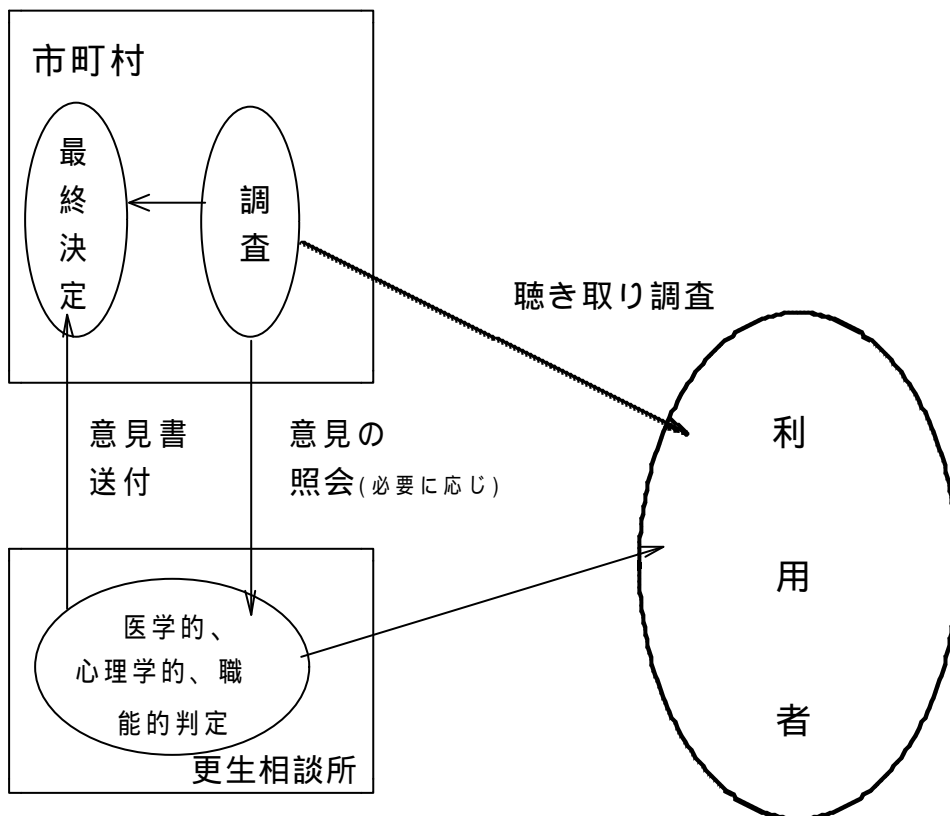
- \* 居宅生活支援のうち、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助（グループホーム）についても障害の程度により支援費の額に差を設ける必要性について検討することとしている。こうした差を設ける場合にあっては、いずれの額を適用するかの判断は、施設支援の場合よりも簡易な方法で行えるものとする予定である。

### (3) 障害程度区分の決定事務

障害程度区分の決定は、市町村が行う支給決定の重要な要素をなすものであり、まず、市町村において責任ある判断がなされる必要がある。具体的には、市町村は、支給申請を行った障害者に対し、聴き取り調査を行い、区分を決定する。

\*聴き取り調査の項目は、簡潔なものを想定。(内容につき検討中)

なお、決定に当たり特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合には、更生相談所に対して意見を求めることとし、意見を求められた更生相談所は、医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から、市町村に意見書を送付する。市町村は、更生相談所の意見書を勘案して、区分の決定を行う。(下図参照)



## 6 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請について

### (1) 相談業務の重要性

今回の措置制度から支援費制度への移行は、障害者がサービスを選択し、事業者との契約に基づきサービスの提供を受けることにより、利用者本位の制度への転換を目指すものである。この理念を実効あらしめるためには、障害者が身近なところでサービスの選択のために適切な相談、情報提供を受けられるような体制を充実していくことが必要である。

まず、市町村は障害者に対する情報提供や相談・指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービスや指定事業者の選択のための相談支援を、支給申請の受付・審査やサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行うことが必要である。

また、市町村の相談業務と併せ、相談支援事業者、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の多様な主体が相談業務の担い手となることが期待されることであり、市町村としてもこれらの機関等の活動の連携・調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。

### (2) 相談業務の内容

支援費制度への移行により、重要となる相談業務の内容として以下のようなものが考えられる。

#### サービス選択のための相談

障害者は支給申請に先立って、提供を受けようとするサービスの種類を選択する必要があるが、障害者がサービスを主体的かつ適切に選択していくためには、どのようなサービスを利用したらよいか、又、どのようなサービスの組み合わせで利用をしたらよいか等について、相談をしてサポートを受けられる体制を整備することが必要である。



### 指定事業者の情報提供

障害者が事業者を適切に選択するためには、指定事業者の情報（事業者の所在地、施設及び設備の状況、空き情報、当該施設の支援方針等）を知ることが必要であり、そのような情報を容易に入手することができるような体制の整備が重要である。

### （３）サービス利用に係るあっせん・調整、要請

支援費制度においては、市町村は、障害者の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し障害者の利用の要請を行うこととされており、市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が上記（２）の情報提供とあいまって行われることとなる。サービス提供事業者は、市町村が行うあっせん・調整、要請に対し、できる限り協力しなければならないこととされている。

また、都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要である。

とりわけ、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合にあっては、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑に行われるよう、以下のような公的な調整システムの構築が重要である。

- ・ 都道府県が、全ての施設から空き情報の提供を求め、県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。
- ・ 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

（なお、支援費制度の施行に向けて、在宅施策の充実等を図ることにより、できる限り地域で生活を送れるようなサービス基盤の整備に努めていただくことが肝要であることは言うまでもない。）

## 7 支給決定における更生相談所の役割について

### (1) 専門的な判定機能

障害程度区分の決定に際し特に専門的な知見が必要とされる場合に、市町村の求めに応じ、医学的、心理学的、職能的判定を行い、市町村に意見書を送付する。

(57ページ参照)

### (2) その他の役割

入所希望者が多数いる場合の入所調整では、都道府県が市町村間の調整等の重要な役割を果たすことが期待されるが、その際、更生相談所が都道府県の機関として役割を担うことも考えられる。(59ページ参照)

また、同様の状態像の障害者に係る障害程度区分の決定の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるような事態が生じないように、研修等を通じて指導を行うことが期待される。

## 事業者・施設指定基準に関すること

- 1 指定基準の性格について ..... 6 1
- 2 指定基準の主な内容について ..... 6 3
- 3 契約に当たっての基本的な考え方 ..... 6 6

## 事業者・施設指定基準に関すること

### 1 指定基準の性格について

支援費の支給の対象となるのは、支給決定を受けた利用者が都道府県知事の指定した事業者又は施設から支給決定に係るサービスの提供を受けた場合である。

したがって、指定基準は、支援費制度において対象となるサービス提供主体の範囲を特定するものである。

また、特例居宅生活支援費の対象となるのは、指定を受けた事業者以外の者であって、指定基準のうち一定の事項を満たす者から受けたサービス（基準該当居宅支援）に限定される。

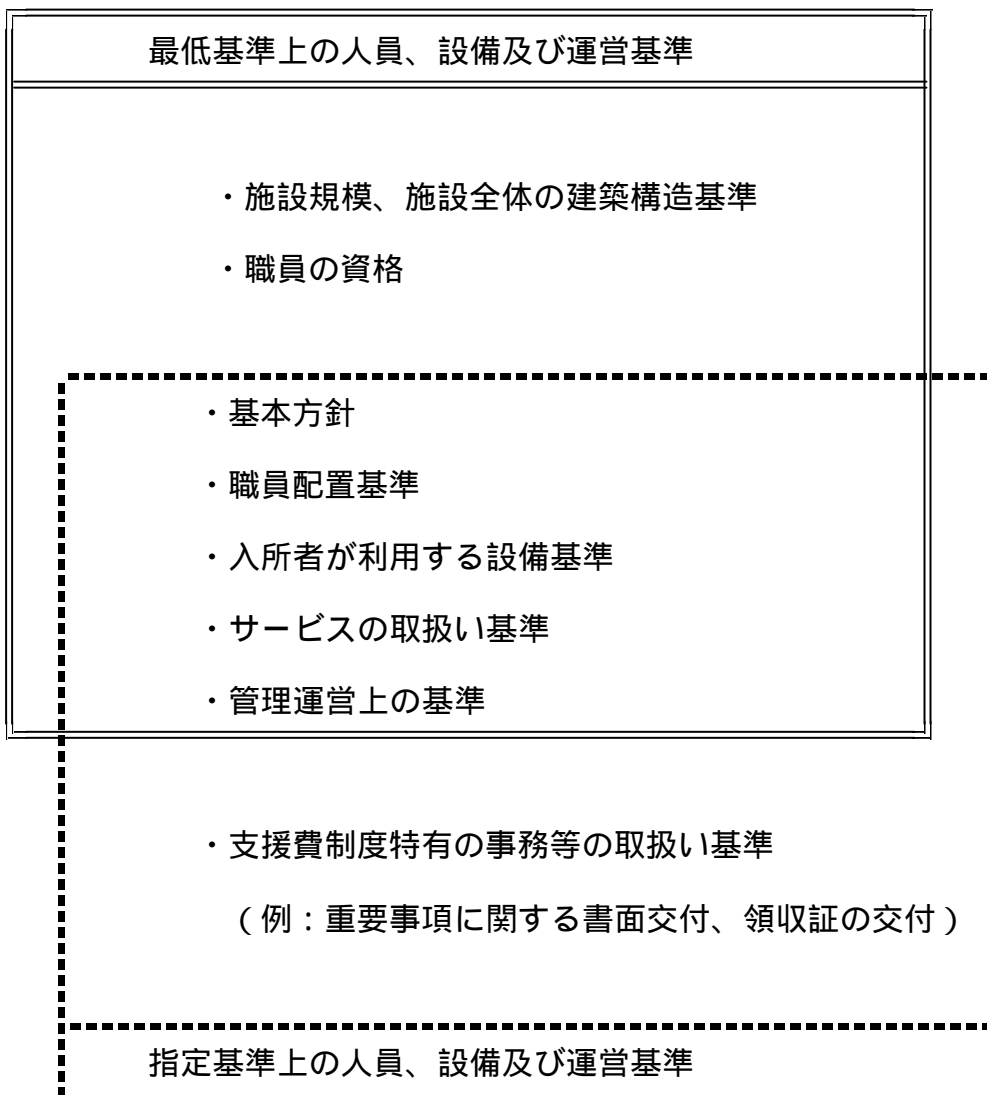
事業者又は施設の指定は、事業者又は設置者からの申請により行われることとなるが、その際の指定基準としては、居宅支援事業者に関しては、従事者に関する基準と設備及び運営に関する基準を、施設に関しては、人員、設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で規定することとなる。この指定基準は、支援費の対象となるサービスについて一定のサービスの質を確保するとともに、サービス提供主体としての遵守事項を規定することにより、利用契約制度の円滑な運営を確保する観点から設けられるものである。

指定基準のうち、一定のサービスの質を確保するための人員、設備及び運営に関する基準に相当する部分については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法において、所要の施設の基準（いわゆる最低基準）が定められ、ホームヘルプ事業等の在宅サービス事業については、それぞれの運営要綱に基づき事業が実施されるとともに、民間の在宅サービス事業者についての「ガイドライン」が策定されていることから、原則として、こうした最低基準等を基に規定することとなる。

指定基準のうち利用契約制度の円滑な運営を確保するための部分については、支援費制度の固有の領域として、指定事業者又は指定施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないことや重要事項に関する書面交付義務等を盛り込むこととしている。

なお、指定基準と施設の最低基準との関係は、基本的に、介護保険法における指定介護老人福祉施設と老人福祉法における特別養護老人ホームのいわゆる最低基準との関係と同様である。

(参考) 指定基準と施設の最低基準との関係



## 2 指定基準の主な内容について

### (1) 人員に関する基準について

#### 施設訓練等支援における人員基準について

基本的には、現行の最低基準を基に、必要な検討を加え、各施設ごとに入所者の処遇に直接従事する職員の員数等について規定することとしている。

その際、重度障害者への適切な対応を図るため、障害程度区分を支援費の額に反映させることとしていることも踏まえ、重度の入所者に配慮した人員配置基準とする方向で検討している。

なお、これまでの重度身体障害者更生援護施設及び重度身体障害者授産施設の施設類型については廃止することとしている。

#### 居宅生活支援における人員基準について

身体障害者、知的障害者、障害児を対象に実施されている現行の居宅生活支援事業の各運営要綱を基に必要な検討を加え、それぞれのサービス毎に職員の員数等について規定することとしている。

### (2) 設備に関する基準について

#### 施設訓練等支援における設備基準について

基本的には、現行の最低基準を基に必要な検討を加え、各施設ごとに入所者の処遇に直接必要な設備・備品等について規定することとしている。

その際、重度の入所者に配慮した設備基準とする方向で検討している。

#### 居宅生活支援における設備基準について

身体障害者、知的障害者、障害児を対象に実施されている現行の居宅生活支援事業の各運営要綱を基に必要な検討を加え、それぞれのサービス毎に必要な設備について規定することとしている。

### (3) 運営に関する基準について

運営に関する基準については、利用者と事業者の関係及び事業者と市町村・都道府県との関係で必要となる事項について規定することとしている。

具体的には、利用者へのサービス提供にあたって事業者が書面を交付して説明すべき事項、利用者の受給資格等の確認、支援費支給申請に係る援助、支援費の代理受領、各種記録の作成、市町村への通知等の事項が考えられる。

なお、運営に関する基準中に、指定居宅支援事業者又は指定施設等は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないこととする規定（応諾義務）を置くこととしている。

サービスの提供を拒否できる正当な理由に該当する場合としては、  
当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  
利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  
入院治療の必要がある場合  
等が挙げられる。

### (4) 基準該当居宅支援に係る人員・設備等

#### 基本的な考え方

市町村は、居宅支給決定を受けた者が、居宅支給期間内において、指定居宅支援以外の居宅支援（以下「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援に要した費用（特定費用を除く）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

基準該当居宅支援とは、指定居宅支援事業としての指定を受けるべき要件（法人格、人員、設備及び運営に関する基準）のうち一部を満たしていない居宅支援事業者で、一定の水準を満たすサービスの提供を行うものにつき、そのサービスについて「基準該当居宅支援」として支援費支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細やかなサービスを提供すること

を可能とするものである。

#### 基本的な枠組み

多様な事業主体の参入を促し、地域においてきめ細やかなサービスを提供できるよう、サービスの質の確保に留意しつつ、指定居宅支援事業者が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準の緩和を図ることとし、法人格がない場合であっても、基準該当居宅支援の対象とする方向で検討中である。

具体的には、基準該当居宅支援を行う事業所が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準を、厚生労働省令により規定することとしている。

なお、知的障害者地域生活援助（グループホーム）については、長期間生活する場であることに着目し、事業実施についての継続性・安定性の確保を図る観点から、基準該当に関する規定を設ける必要があるか否かについて検討中である。



### 3 契約に当たっての基本的な考え方

#### (1) 契約者について

支援費制度においては、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みとなっていることから、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要がある。何らかの支援があれば本人の意思を確認できる知的障害者については、本人の意思により本人が契約できるよう、福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人に対する必要な支援が行われることが重要である。

また、契約の締結にあたって成年後見制度の利用が必要となる場合があることから、国としては、成年後見制度の利用の支援策について検討を行っているところである。

なお、成年後見制度の十分な活用、普及が図られるまでの間は、利用者本人の意思を踏まえることを前提に、本人が信頼する者が本人に代わって契約を行うことも、サービスの円滑な利用を確保するためにやむを得ない場合があるものと考えている。

なお、児童居宅サービスを利用する場合は、保護者が事業者と契約を締結することとなる。その他のサービスであって20歳未満の未成年者がサービスを利用する場合にあつては、未成年者本人が法定代理人（親権者及び未成年後見人）の同意を得て事業者と契約する方法と、法定代理人が未成年者に代って事業者と契約する方法がある。

#### (2) 契約の相手方である事業者・施設が行うべき事項について

ア 社会福祉法第76条において、社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならないこととされていることから、事業者指定基準省令の運営基準において、支援費支給決定を受けた利用者からのサービスの利用申し込みに際

しては事業者から当該利用者に対して、施設の目的や運営方針、施設の概要、職員の勤務体制等の重要事項について書面を交付して説明する旨の規定を置くことで検討しているところである。

イ 社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容

当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

当該福祉サービスの提供開始年月日

福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

ウ なお、支援費支給決定を受けた利用者と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があるが、当該契約は、書面で行うことが望ましい。

